

各府県の都市農業振興計画の施策体系

- ① 埼玉県（平成29年3月）
- ② 東京都（平成29年5月）※
- ③ 神奈川県（平成29年3月）※
- ④ 愛知県（平成29年3月）
- ⑤ 兵庫県（平成28年11月）

※ 東京都と神奈川県は、都県の農業振興計画と兼ねる

※ 千葉県（平成29年12月）、大阪府（平成29年8月）は資料なし

<共通>

- 担い手の育成・確保（施設や基盤整備等の支援、栽培・経営相談など）
- 農産物の地産地消の促進（直売所の支援、地元農産物の情報発信、交流促進など）
- 多面的機能の發揮（防災協力農地の推進、良好な景観の形成など）
- 関連諸制度についての情報提供（生産緑地、税制、相続など）

<特徴的な施策>

- 学校教育での体験機会の充実 <埼玉県>
(学校ファームのさらなる充実)
- 県民の理解と関心の増進 <愛知県>
(農業技術の習得促進と援農活動の推進)
- 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全 <愛知県>
(農地保全を位置づけた都市計画の策定促進)
- 「農」を通じた地域コミュニティの形成 <兵庫県>
(自治会等によるコミュニティガーデン等の運営)
- 新たな担い手による農地の活用 <兵庫県>
(都市農地の貸し手と借り手のマッチング)

地域と調和した都市農業の振興

- 担い手の育成・確保
 - ・ 認定農業者制度の活用
 - ・ 栽培技術・経営相談への支援
 - ・ 関連諸制度についての情報提供

- 生産環境の整備と技術支援
 - ・ 都市住民と共生する農業経営への支援
 - ・ 経営展開のための技術及び知識の普及指導

- 農産物の地元での消費の促進
 - ・ 地産地消の拠点となる施設の利用促進
 - ・ 学校給食等での地場農産物の利用促進
 - ・ 地場農産物に関する情報提供による消費拡大
 - ・ 農業の6次産業化と農商工連携の促進

- 農作業を体験できる環境の整備
 - ・ 市民農園等の農作業体験の環境整備
 - ・ 福祉を目的とする都市農業の活用の促進

- 学校教育での体験機会の充実
 - ・ 学校ファームの更なる充実

- 都市農業の有する多様な機能の発揮
 - ・ 防災機能の発揮
 - ・ 良好な景観の形成機能の発揮

- 県民の理解と関心の増進
 - ・ 都市農業者と都市住民との交流促進
 - ・ 知識の普及及び啓発のための広報活動

○ 見沼田園及び三富地域における農業振興

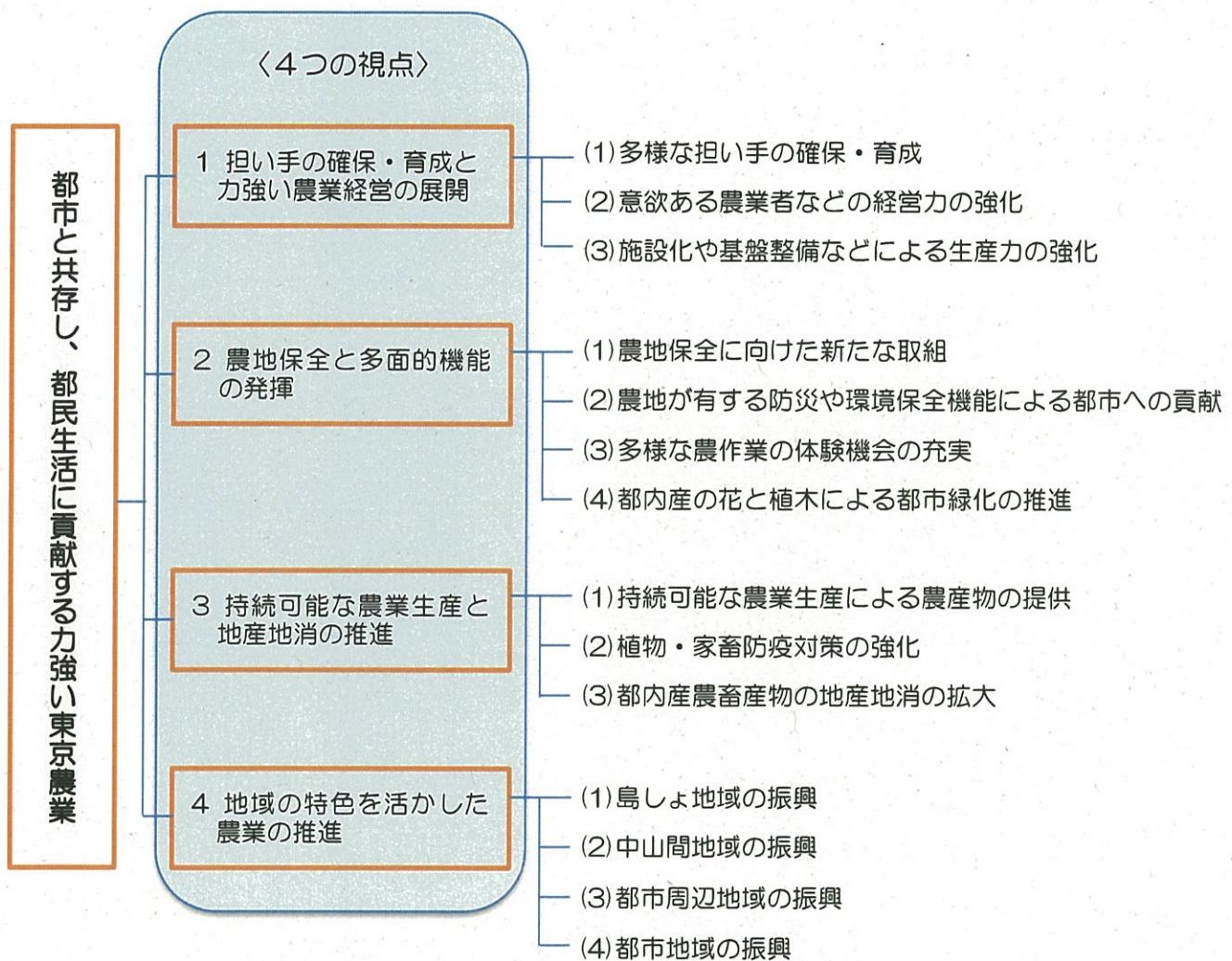
国の施策

- ・ 税制措置・土地利用計画制度
- ・ 补助制度

連携

国関係機関、府内関係部局、農業関係団体等が連携し支援

東京農業が抱える課題に対応していくため、4つの視点を中心に、新たな農業振興施策を展開していきます。



施策の方向1

県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進

<p>県民の求める 食の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> マーケット・インの登場を 活かした生産を拡大します。 大型直売センター等の活 力を維持します。 	<p>農畜産物のブランド力の強化と 6次産業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 農畜産物のブランド力を 高め、販路拡大を支援します。 6次産業化や観光農業の取組 を支援します。 	<p>農業の活性化による地産地消の推進 — 医食農同源による県民の健康増進 —</p>	<p>施策の方向3 環境と共生する農業</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1056 1175 1198 2208"> <p>環境保全型農業と 畜産環境対策の推進</p> <p>農地等の活用・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地及び周辺地域で營 まれる農業の環境対策等を 支援します。 農業の用水路の維持管 理などを実現するための共同活 動を支援します。 </td><td data-bbox="1198 1175 1487 2208"> <p>鳥獣被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防護対策や 駆けり払いなどの取組を支援します。 </td></tr> </table>	<p>環境保全型農業と 畜産環境対策の推進</p> <p>農地等の活用・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地及び周辺地域で營 まれる農業の環境対策等を 支援します。 農業の用水路の維持管 理などを実現するための共同活 動を支援します。 	<p>鳥獣被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防護対策や 駆けり払いなどの取組を支援します。
<p>環境保全型農業と 畜産環境対策の推進</p> <p>農地等の活用・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地及び周辺地域で營 まれる農業の環境対策等を 支援します。 農業の用水路の維持管 理などを実現するための共同活 動を支援します。 	<p>鳥獣被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防護対策や 駆けり払いなどの取組を支援します。 				

施策の方向2 安定的な農業生産と次世代への継承



新規就農の促進と 中核的経営体の育成

- 新規参入の促進・定着を実施します。
- 若手生産者等を経営感覚の優れた経営者に育成します。
- 認定農業者等への農地集積を促進します。

「トップ経営体」の 育成

- 経営能力向上研修を開催す
るとともに、農地集積を支援し
ます。
- 生産性向上に必要な機械・
施設等の整備を促進します。

畜産経営の体質強化に向けた 総合的な取組

- 生産拡大や収益性向上とブ
ランチ強化や販路拡大を推進
します。
- 安全な畜産物生産と都市環
境との調和を推進します。

生産基盤の整備

- 農業者や振興すべき作物などを見据えたほ場の整備を
推進します。
- 用排水路等の長寿化対策を実施します。

農業女子



- 女性の農業進出と経営参画を支援します。

神奈川県
農業技術センターガイド地図

農業技術
センターガイド地図
ロボットに通じるナビの新機軸

*都市農業振興本法との関係 本計画は、都市農業振興本法に基づく地方計画として位置付けます。

めざす姿の実現に向けて、県の取組や、県と市町村・関係団体・県民との協働・連携による取組を3つの施策の柱のもとに体系化し、総合的かつ計画的に進めます。

都市と農の共生と発展

柱Ⅰ 都市農業の安定的な継続

1 担い手の確保・育成

- (1) 多様な担い手の確保・育成
- (2) 関連諸制度についての情報提供

2 農産物の供給機能向上

- (1) 産地・経営体の収益力向上
- (2) 生産施設等の整備

柱Ⅱ 農と緑に恵まれた都市環境の形成

1 防災、景観形成並びに環境保全機能の発揮促進

- (1) 防災機能の発揮と災害対応に向けた取組促進
- (2) 景観形成機能の発揮に向けた取組促進
- (3) 環境形成機能の発揮に向けた取組促進

2 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全

- (1) 農地保全を位置づけた都市計画の策定促進
- (2) 生産緑地制度の活用促進

柱Ⅲ 農のある豊かな暮らしの享受

1 農産物の地元での消費促進

- (1) 産地直売所等の取組促進
- (2) 地元産農産物に関する情報提供
- (3) 学校給食等における地元産農産物の利用促進

2 農作業体験に関する環境整備

- (1) 市民農園等による農作業体験の環境整備
- (2) 福祉を目的とする都市農業の活用促進
- (3) 学校教育における農作業体験の機会の充実

3 県民の理解と関心の増進

- (1) 都市農業に関する情報提供と取組促進
- (2) 都市農業者と都市住民との交流促進
- (3) 農業技術の習得促進と援農活動の推進

